

見守り 新鮮情報

「パンフレットが届いているはずだが、届いた人に**古銭**を購入できる**権利**がある。買いたい人がいるので**名前を貸してほしい**」と電話で業者から持ちかけられた承した。ところが、再び業者から「実は名前を貸した行為は**違法**で、このままだと**訴えられる**。今ならお金を払えば**穏便**に解決できる、**お金は後で返す**」と電話があり、怖いので最初に**50万円**、数日後に**300万円**を指示されるまま業者へ**宅配便**で送ったところ、業者と連絡が取れなくなった。(80歳代 女性)



古銭の購入 「名前を貸して」 などと持ちかける電話は詐欺

ひとこと助言



見守るくん

信じちゃダメ

- 「名前を貸して」「代わりに買って」などと持ちかける不審な電話があった場合は、相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 「名前を貸した行為は違法であり、それを免れるためにお金が必要」などと脅されても、無視しましょう。お金を宅配便等で送ることは違法です。
- 少しでも疑問や不安を感じたら、お金を払う前にお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。(消費者ホットライン188)。
- いったん電話に出ると切りにくくなります。留守番電話機能を利用して、かかってきた電話は出ないで、必要な相手にだけ電話をかけ直す方法も有効です。